

庶 第 2 2 7 号
平成 28 年 3 月 4 日

行政文書不開示決定通知書

山 中 理 司 様

大阪法務局長 富 田 一 彦



平成 28 年 2 月 5 日受付第 3350 号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

個別の訟務部付検事がどの事件の指定代理人になっているかを一覧表にした文書（最新版）

2 不開示とした理由

請求に係る文書は、これを作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示としました。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から 1 年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等 〒540-8544
大阪市中央区谷町二丁目1番17号 大阪第二法務合同庁舎
大阪法務局 総務部庶務課
TEL 06-6942-1483 (直通)